

発議第4号

議案第33号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）
に対する附帯決議について

地方自治法第112条及び會議規則第14条第2項の規定により、議案第33号令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議を別紙のとおり提出する。

令和4年9月8日提出

東伊豆町議會議長 稲葉 義仁 様

提出者 東伊豆町議會議員

笠井 政明

賛成者 東伊豆町議會議員

柳山節雄

栗原京子

西浦孝男

須江 律

内山慎一

鈴木勉

足尾利子

山田直志

藤井廣明

議案第33号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）
に対する附帯決議

一般会計補正予算（第5号）に計上された、6款商工費 地域観光振興対策事業 町観光協会補助金については、下記事項の対応を求める。

記

1 町観光協会補助金事業については、今回特にインバウンド対応パンフレットの使用目的、使用方法及び根拠となる見積りの積算等に曖昧な部分が見受けられたので、今後はしっかりと改善されたい。

また、台湾旅行会社の招聘事業についても、当町の観光資源に対する評価分析や観光プランニングの結果、情報発信がどのように行われたかなど、事業の効果検証を町観光協会と共にを行い、今後の町観光協会の活動にフィードバックしていくことを求める。

2 観光客・来訪客ともに、新型コロナ感染拡大前の水準には戻っていない。国及び県の旅行関連支援事業は、一定の効果が期待できるが、ポストコロナを展望するとこうした支援策には限界がある。

町観光協会については、東伊豆町・町観光関連の委託事業や補助事業の多くを受託しており、一本化された町観光協会は、観光関係者の英知を結集できる団体であることから、その知恵や行動力を活かして観光資源の磨き上げや観光産業の活性化を図り、ポストコロナに対応した組織及び事務局の体制整備を図るよう指導されたい。

以上、決議する。

令和4年9月8日

東伊豆町議会